

講義名：政策評価の現状と課題

講師：総務省行政評価局評価監視官 高橋 巧

講義時間：10 時 20 分～11 時 50 分

## I 国の政策評価制度の概要

### ○ 政策評価が必要な理由

中央省庁の改革以前は企画立案に力がそそがれていた。従来から企画立案して、自分で反省する仕組みはあったが、見える形で組織的にやるべき、政策の実施に当たっては、説明責任を果たすことを含め情報の公正透明化が必要との指摘があり、政策評価制度ができた。

### ○ 政策評価制度の枠組み

政策評価は行政評価局が所管する政策評価法の下に実施されており、各府省自ら評価を行うのが基本。行政評価局では基本的事項の企画立案や複数府省にまたがる政策の評価を行っている。その中で、各府省は学識経験者の知見を活用し、行政評価局は、政策評価審議会において、政策評価のルール作りや実施した評価をチェックしてもらっている。

### ○ 政策評価法の概要

政策評価法は基本的な枠組みを規定している。政府は政府全体の基本方針を策定し、各府省は 3～5 年ごとに基本計画を作る。それに基づき、その年度に行う評価について実施計画を作る。評価はできる限りその政策効果を定量的に把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から行う。事前評価は研究開発、公共事業、ODA、規制、租税特別措置等の 5 分野で義務付けられており、費用対便益（B/C）の観点から必要性について評価する。事後評価は主要な政策目的に対しての評価や、5 年経過して未着手、10 年経過して未了の事業についての再評価が規定されている。

### ○ 政策評価（目標管理型）の年間スケジュール

各府省は主要な施策について前年度末までに目的や手段を明らかにする事前分析表を作成する。また、前年度実施した施策について、予算要求や企画立案作業に間に合うよう政策評価書を夏頃までに作成している。一方、行政評価局では、各府省の政策評価の点検活動、複数府省にまたがる政策の評価を随時行ない、毎年 6 月頃に政府全体の取組状況について評価法に基づき国会報告を行う。

### ○ 政策評価の対象、方法

狭義の政策と事務事業は、それぞれ目的と手段の関係となっている。政策目的を達成するための主な施策については、目標の達成度合いを評価する実績評価方式で、施策を遂行するための事務事業については、政策の実施により費用に見合った政策の効果が得られるかを事業評価方式で評価する。

### ○ 政策評価の実施状況

平成 27 年度は政府全体で 2,657 件あった。そのうち、事前評価が 863 件で 5 分野

がほとんど。事後評価は 1,794 件で、未着手や未了の事業、公共事業や研究開発等の完了後・終了時の事業。目標管理型は 303 件。

○ 政策への反映状況、予算への反映

事前評価では、規制は法令の改正、租税特別措置等は税制改正の措置、公共事業は予算要求に反映させ、事後評価は、企画立案作業に反映させていく。

また、予算編成過程の中で政策評価結果を活用しており、昨年度は政策評価の結果を踏まえての予算要求の減額等の総額は約 170 億円となる。

○ 複数府省にまたがる政策の評価、政策評価の点検

統一性確保評価は、各府省が行っている政策のうち政府全体として統一性を確保する見地から評価をする必要性があるものについて、各府省横串的に評価を行う。総合性確保評価は、複数の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価を行う。また、行政評価局は、各府省が実施した政策評価の質の向上等を通じた政策の見直し・改善を目指して行う点検活動も行っている。

## II 政策評価を巡る最近の動き

○ 目標管理型政策評価とは

主要な施策の評価は評価法が制定された時から各府省で行われていたが、実績評価方式ということ以上の規定がなかった。平成 24 年度から、予め目標設定する事前分析表と目標の達成度合いを評価するための評価書の様式を示し目標管理型評価として実施されている。

○ 骨太方針

平成 25 年度の経済財政諮問会議の提言を受けて、政策の効果と質を高めるための政策インフラ、エビデンスに基づいた政策評価の確立、行政事業レビューとの連携による一体的な取組、政策評価を形式的なものとなせず、効果的に行うため、メリハリのある取組を行うということが閣議決定された。

○ 国会決議

一から四までは政府と各府省に対する指摘、五から八までは総務省に対する指摘。総務省に関しては、総合性・統一性確保評価の充実・強化、地方公共団体における地域活性化策の実施状況について、早期に調査検証、評価手法の情報提供等の支援の実施等を指摘されている。

○ レビューとの連携

「骨太の方針」でも政策評価と行政事業レビューの連携強化が提言されている。行政事業レビューは事務事業を、政策評価は目標管理型等の施策レベルを中心にそれぞれ評価することですみ分けはされているが、評価疲れにつながらないよう、相互に情報等を活用する等の連携強化を図る仕組みとなっている。

○ 標準化、重点化

目標管理型評価について、各府省バラバラだった評価結果についての評語を 5 区分で共通化を図った（標準化）。また、全てを毎年評価する必要はなく、特にしつかりやる必要があるものはより踏み込んでメリハリをつけ評価を行う（重点化）。

<終わりに>

政策評価制度は、当局の評価手法も含めて未開発の部分もあるが、現場での知恵も出し合うことで、良い方向に進むと考えている。